

小山市学校体育施設(体育館・武道場・校庭)開放要項

1 趣 旨

スポーツ活動の普及を目的として、小山市立学校の体育施設を学校教育に支障のない範囲で、開放する。学校体育施設の開放は、登録団体間の協力により、登録団体が自主的に施設利用をするものとし、要項や学校との取り決め事項を遵守し、市民が広く公平に利用できるものとする。

- 体育館・・・市内小・中学校および義務教育学校
- 武道場・・・中学校、義務教育学校
- 校庭・・・小学校、義務教育学校

2 施設の開放

小山市教育委員会が指定した学校の体育施設

3 開放期間

令和6年5月～翌年2月末（各校遵守事項による）

4 管理責任

学校体育施設の開放は、学校体育活動外の小山市教育委員会が指定した時間内に行われる活動で、教育委員会が管理責任を負う。

5 責任者

- (1) 学校体育施設開放時の施設管理のため登録団体ごとに責任者を置く。
- (2) 学校ごとの登録団体責任者の管理責任者を1名置く。
- (3) 登録団体責任者は、施設の有効な利用を図る上で、「遵守事項」を徹底させるため、学校（教頭）と打合せを行う。
- (4) 登録団体は、学校施設開放に必要な消耗品・備品等購入のため、1団体2,000円を納入する。

6 利用資格

- (1) 小山市に居住する者で構成し、年間を通し常に10名以上で使用できる団体。
- (2) 高校生以下が利用する場合は20歳以上の責任者を置かなければならない。

7 利用時間および日数

- (1) 午後6時から午後9時30分までの間の2時間(各学校の遵守事項を参照)とする。
- (2) 1団体の利用は1校のみ、また、一週間の内の1日のみとする。

8 利用料および納入方法

- (1) 1回2時間あたり体育館は300円、武道場は100円、校庭は540円とする。
- (2) 納入方法は、チケットの綴りを生涯スポーツ課で購入し、利用日誌にチケットを貼付する。
(チケットの販売：午前8時30分～午後8時まで)

9 利用状況の報告

- (1) 管理責任者は、日誌を月ごとにとりまとめ、利用状況報告書に所見を記入し、学校（教頭）に報告する。
- (2) 学校（教頭）は、利用状況報告書に所見を記入し日誌を添えて小山市教育委員会へ報告する。
- (3) 小山市教育委員会は、報告書により必要な処理を行う。

10 登録内容の変更

責任者の変更や登録人数等に変更がある場合には、速やかに学校開放施設利用団体登録申請書兼学校開放施設利用許可申請書(2部)を小山市教育委員会に提出する。

※登録申請書及び申請内容以外の利用は一切認められない。

11 登録団体責任者の責務

- (1) 遵守事項を徹底するように利用者の指導をする。
- (2) 使用後は整理整頓・清掃整地・火気等の点検を行い2名以上で消灯・施錠・閉門等を確認し退出する。
- (3) 利用状況等の必要事項及び消毒チェック表を必ず日誌に記入し、照明代チケットを貼る。
- (4) 登録団体の責任者は、翌月の利用日程を必ず日誌に記入する。

- (5) 利用者の掌握及び施設の管理保全に努める。
- (6) 事故が発生した場合は、緊急処置をし、教頭に連絡する。翌日、生涯スポーツ課にも連絡する。

12 管理責任者の責務

- (1) 管理責任者は、登録団体の活動状況を日誌により管理し、月ごとにまとめて、学校（教頭）に提出する。
- (2) 管理責任者は、教育委員会及び学校から受けた連絡事項を必ず登録団体に周知する。

13 共通遵守事項

- (1) 利用予定日に使用しなくなったときは速やかに学校へ連絡する。
- (2) 各校の遵守事項を徹底する。
- (3) 申請登録者以外の上場は厳禁とする。
- (4) 学校施設の設備（コンセント等含む）の使用は禁止とする。（冷暖房設備など）
- (5) 学校敷地内は全面禁煙、火気持ち込み厳禁とし、食事も禁止とする。
- (6) 学校の行事や活動を優先する。
- (7) 活動した際に出たゴミは、必ず持ち帰る。
- (8) 使用許可された施設・備品や種目以外での使用はしない。
- (9) 鍵の複製、利用団体間での貸し借りは絶対にしない。また、鍵は、2月末に速やかに返却する。
（各校遵守事項による）
- (10) 体育館や学校敷地内に私物を置いたり掲示等をしたりしない。
- (11) 車は所定の場所に駐車し、校庭には乗り入れない。
- (12) 貴重品等を車内に置かない。
- (13) 使用後は、片付け・清掃・消毒・整地・消灯・施錠を確実にを行う。
- (14) 節電のため、必要のない照明は使わない。水銀灯と白熱灯は同時に使用しない。
- (15) 利用終了5分前には完全消灯、終了時刻には、全員学校から完全退校する。（時間厳守）

14 責任と負担

- (1) 施設・備品等の破損・亡失は、利用者が弁償する。
- (2) 学校施設開放利用中のけが等は、利用者の責任とする。
- (3) 万一の事故に備え、利用者はスポーツ傷害保険に加入する。
- (4) 学校の閉鎖や災害発生等により中止とする場合がある。
- (5) 遵守事項を守らなかった団体については、開放利用許可を取り消す場合もある。

連絡・問合せ先：小山市教育委員会 生涯スポーツ課 電話：21-2695
--